

○那須塩原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導規程

平成18年3月24日告示第33号

改正

平成25年7月18日告示第154号
平成30年3月2日告示第33号
令和2年3月26日告示第52号
令和3年1月19日告示第11号

那須塩原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導規程

（目的）

第1条 この告示は、中高層建築物の建築に伴って発生するテレビ受信障害に係る紛争を未然に防止するために必要な事項を定めることにより、地域住民の利便と秩序維持の確保に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによるもののほか、次に定めるところによる。

- （1）住居系地域 法第48条に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園居住区域をいう。
- （2）非住居系地域 住居系地域以外の地域、法第48条第14項に規定する用途地域の指定のない区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域をいう。
- （3）中高層建築物 次に掲げる建築物をいう。
 - ア 住居系地域内の高さが10メートルを超える建築物
 - イ 非住居系地域内の高さが15メートルを超える建築物
- （4）受信障害 テレビジョン放送の電波の受信を妨げられることをいう。
- （5）電波障害専門技術者 一般社団法人CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者又はCATVエキスパート（受信調査技術の専門的な技術知識を有し、受信調査業務の実務管理ができる技術者に限る。）の資格を有する者をいう。
- （6）近隣関係者 中高層建築物の建築により受信障害を直接受けることとなる建築物の所有者又は居住者をいう。（受信障害対策）

第3条 中高層建築物を建築しようとする建築主（以下「建築主」という。）は、電波障害専門技術者に周辺地域の受信状況及び受信障害の予測調査をさせなければならない。ただし、周囲の状況その他の理由により受信障害が生じるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

2 建築主は、前項の予測調査の結果、受信障害を生じるおそれがあるときは、近隣関係者と協議し、建築主の負担において、その障害の除去について必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 建築主は、中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する報告書（別記様式）及び第1項の予測調査に係る報告書の写しを法第6条第1項に規定する確認の申請書若しくは法第18条第2項の規定による通知に添付し、又は法第6条の2に規定する確認の申請時に建築主事に提出しなければならない。

（その他）

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月18日告示第154号）

この告示は、平成25年7月18日から施行する。

附 則（平成30年3月2日告示第33号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第52号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月19日告示第11号）

この告示は、令和3年1月19日から施行する。

年 月 日

那須塩原市長 様

建築主 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話

中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する報告書

那須塩原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導規程第3条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 調査年月日及び調査会社

- (1) 調査年月日 年 月 日
(2) 調査会社 名称
所在地
電話番号
担当者名

2 建築物の概要等

(1) 敷地に関する事項

地名地番
敷地面積
用途地域

(2) 建築物に関する事項

建築面積
最高の高さ m
階数 地上 階 地下 階
構造 造 一部 造

3 添付資料

- (1) 指導規程第3条第1項の予測調査に係る報告書の写し
(2) 案内図及び配置図
(3) 2面以上の立面図
-